



1.平成 28 年 8 月末と平成 28 年 7 月末の月別自殺者数の比較 (単位:人)

---

H28 年 8 月 <北海道	74 人、全国 1,668 人、全国(男性) 1,153 人、全国(女性) 515 人>
H28 年 7 月 <北海道	96 人、全国 1,844 人、全国(男性) 1,275 人、全国(女性) 569 人>
前 月 比 <北海道	-22 人、全国 -176 人、全国(男性) -122 人、全国(女性) -54 人>

---

平成 28 年 8 月の自殺者数は、前月比では北海道・全国・全国男性・全国女性いずれも減少しました。

都道府県別では、自殺者数が増加したのは 13、減少したのは 31、変化なしは 3 でした。

2. 平成 28 年 8 月末と平成 27 年 8 月末の月別自殺者数の比較 (単位:人)

---

H28 年 8 月<北海道	74 人、全国 1,668 人、全国(男性) 1,153 人、全国(女性) 515 人>
H27 年 8 月<北海道	99 人、全国 1,901 人、全国(男性) 1,299 人、全国(女性) 602 人>
前 年 比 <北海道	-25 人、全国 -233 人、全国(男性) -146 人、全国(女性) -87 人>

---

前年同月比でも、北海道・全国・全国男性・全国女性のすべてにおいて減少しました。

また、都道府県別でみると、自殺者数が増加したのは 15、減少したのは 30、増減なしは 2 でした。

◇平成 28 年 1 月～6 月の北海道における自殺者数の動向(9 月時点暫定値)[厚生労働省発表]  
毎月当メルマガでは警察庁発表の自殺統計の数値を用いてお伝えしています。警察庁の自殺統計は一月に 2 回、速報値と暫定値が発表されるように速報性があり、素早く傾向をつかめるのですが、発見日と発見地で集計しているため、住居地からよその土地に行き自決する人を移動先の都道府県でカウントします。都道府県によって、住居地カウントの方が多い傾向のあるところと、発見地カウントの方が多い傾向のあるところとがあり、北海道は例年発見地カウントの方が多い傾向があるので、今回は自殺日・住居地でカウントした厚生労働省発表の暫定値で今年の 1 月から 6 月までの北海道の自殺者数の動向をお伝えしてみようと思います。

1. 平成 28 年 1 月から 6 月の月別自殺者数(単位:人)

---

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
総数<	83	69	68	91	78	77	466 >
男性<	54	50	54	67	52	54	331 >
女性<	29	19	14	24	26	23	135 >

---

月別の自殺者数を見ますと、例年の傾向通り、2月は自殺者が少なく、4月は多かったようです。

## 2. 平成28年1月から6月の月別自殺者数前年比(単位:%)

---

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
総数	< -2.4	+21.1	-32.7	-4.2	-16.2	-9.4	> -9.7
男性	< -14.3	+38.9	-15.6	-5.6	-18.8	-11.5	> -7.8
女性	< +31.8	-9.5	-62.2	±0.0	-10.3	-4.2	> -14.0

---

1月から6月の合計の前年比を見ますと、総数、男性、女性、いずれも前年比で減少しており、特に女性は14%も減少しているのです。全体としてみれば、自殺者数は順調に減っているとみていいのではないのでしょうか。残り半年もこの調子で推移してくれればと思います。ただし、各月の前年比を見ますと、平成27年に比べて1月の女性、2月の総数と男性が大きく増加していました。特に、2月の男性の前年比は38.9%と大幅な増加ですので、やや残念な気がします。

## 3. 平成28年1月から6月の月別年代別自殺者数(単位:人)

---

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
青少年(30歳未満)	< 10	15	9	15	8	15	> 72
中高年(30~69歳)	< 49	40	43	52	48	47	> 279
高齢者(70歳以上)	< 24	14	16	24	22	15	> 115

---

青少年、中高年、高齢者の3分類で集計しました。区切り方の関係で人口自体が多いことも関係しますが、中高年の自殺者数が、全体の6割を占めています。

## 4. 平成28年1月から6月の月別年代別自殺者数前年比(単位:%)

---

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
青少年(30歳未満)	< -16.7	+200.0	-18.2	+7.1	-27.3	+7.1	> +13.5
中高年(30~69歳)	< -9.3	±0.0	-32.8	-5.5	-14.3	-7.8	> -12.8
高齢者(70歳以上)	< +26.3	+16.7	-38.5	-7.7	-15.4	-25.0	> -10.9

---

北海道における中高年(30~69歳)と高齢者(70歳以上)は1月から6月の集計では前年比10%以上の減少で幸先がよいですが、青少年(30歳未満)が前年比13.5%増加しており、特に2月は前年比200%の増加でした。若年層への自殺対策が強く望まれると思います。

## 5. 平成28年1月から6月の月別職業別自殺者数(単位:人)

---

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
自営業・家族従事者	9	4	6	8	3	8	38
被雇用者・勤め人	20	22	21	28	25	27	143
学生・生徒等	3	3	1	2	1	5	15
無職者	50	39	40	53	48	36	266
不詳	1	1	0	0	1	1	4

職業別の自殺者数をみると、やはり無職者が多く、全体の6割近くを占めています。無職者に対する有効な自殺対策が必要だと思われます。

無職者の次に多いのが被雇用者・勤め人です。職場でのメンタルヘルス対策が急務と考えられます。

## 6. 平成28年1月から6月の月別職業別自殺者数前年比(単位:%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
自営業・家族従事者	+12.5	+100.0	-33.3	-11.1	-70.0	-11.1	-19.1
被雇用者・勤め人	-20.0	-15.4	-8.7	-3.4	+13.6	-12.9	-8.3
学生・生徒等	-25.0	+200.0	-66.7	-50.0	±0.0	+25.0	-11.8
無職者	+4.2	+44.4	-39.4	±0.0	-20.0	-10.0	9.5
不詳	-	±0.0	±0.0	±0.0	-	±0.0	±0.0

全体の自殺者数が減っているのですが、職業別に見てもいずれも前年と比較して減少しています。月別に見ますと、月によっては自営業・家族従事者と学生・生徒等の前年比が非常に大きい月がありますが、全体数が少ないため、一人の増減が比率に大きく影響するためです。

以上のように、平成28年1月から6月の北海道の自殺は、細かくみまると対策が急務と思われる要素がありますが、全体としては減少の傾向が見られ、このままの状態をキープできればと願うばかりです。

\*\*\*\*\*

## 【2】自殺について知ろう

◇自殺対策の10年とこれから[2](『平成28年自殺対策白書』より)◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

前号では、これまでの自殺対策の取り組みのうち、自殺対策基本法策定に至るまでの経緯と自殺総合対策大綱について、『平成28年自殺対策白書』に基づいてお伝えしました。今回は、大綱策定後の自殺対策や大綱改定に向けての取り組み、平成28年3月の自殺対策基本法改正などについてお伝えします。

-----

### <自殺対策加速化プランの策定と自殺総合対策大綱の改定>

平成 20 年にはインターネット情報に基づく硫化水素による自殺が群発して社会問題化していたことなども受けて、「自殺対策加速化プラン」が決定されました。このプランでは、9 項目の施策が定められました。

- (1) 自殺の実態を明らかにする
- (2) 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (3) 心の健康づくりを進める
- (4) 適切な精神科医療を受けられるようにする
- (5) 社会的な取組で自殺を防ぐ
- (6) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- (7) 遺された人の苦痛を和らげる
- (8) 民間団体との連携を強化する
- (9) 推進体制等の充実

このうち、項目(4)(5)(9)に、当時の大綱に明記されていなかった、うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進、インターネット上の自殺関連情報対策の推進、硫化水素による群発自殺のような特異事案の発生等への体制の整備などが盛り込まれ、一部改正された大綱にもそれらが盛り込まれました。

### <いのちを守る自殺対策緊急プラン>

平成 22 年には、年間の自殺者数が平成 10 年以来連続で 3 万人を超える中、自殺総合対策会議において「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定され、新たに 3 月を「自殺対策強化月間」と定め、広報・啓発活動、関連施策を集中的に実施することや、ゲートキーパーの育成・拡充を図ること、自殺統計データを地域ごとに詳細に分析公表し、地域の実態を踏まえた対策が講じられるようにすることなどが盛り込まれました。「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定を受け、平成 23 年 3 月には内閣府が中心となって、初めての自殺対策強化月間が実施され、睡眠キャンペーン、ハローワーク等での対面型相談支援の実施等が行われました。

### <自殺対策大綱の見直しとポイント>

平成 19 年に決定された自殺総合対策大綱は、おおむね 5 年をめぐりに見直すこととされており、実際に自殺対策の推進に当たってきた現場の声を新大綱に反映させるためにヒアリングが行われ、有識者の意見や現場の声などで得られた知見を踏まえ、平成 24 年に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

新たな自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すことを提示し、今後の課題として、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換が指摘されました。また、基本的な考え方として、「政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する」「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」

の2つが追加され、当面の重点施策として、

「自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」「様々な分野でのゲートキーパーの要請の促進」

「大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」

「児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」

「生活困窮者への支援の充実」

などの施策が新たに盛り込まれました。

#### <国・地方公共団体における自殺対策の推進>

自殺対策基本法に基づき、内閣官房長官を会長とする「自殺総合対策会議」が設置され、各府省にまたがる自殺対策を統括し推進するための枠組みとしての機能を担いました。平成 19 年には、内閣府に自殺対策推進室が設置され、自殺総合対策会議の事務局機能を担い、民間団体とも連携しつつ総合的な自殺対策を推進してきました。また、平成 18 年に国立精神・神経センターに設置された「自殺予防総合対策センター」は、自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として位置づけられてきました。また、地方公共団体も、自殺対策基本法において地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有すると定められており、現在、多様な自殺対策に関する活動が行われています。

#### <地域自殺対策緊急強化事業>

内閣府では、「地域における自殺対策力」を強化するため、平成 21 年度補正予算において、都道府県に当面 3 年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」を造成し、以後、様々な自殺対策事業に充てられてきています。

#### <厚生労働省への移管>

自殺対策基本法の施行以来、内閣府において自殺総合対策大綱を 2 度策定し、様々な取組が進められた結果、自殺者数が約 2 万 4 千人まで減少するなどの成果が出ましたが、今後は地域レベルでの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進めるため、地域において自殺対策の中核を担っている自治体の保健福祉局やハローワークなどの現場と連携することがますます重要となると考えられ、これらの現場と関連が深い厚生労働省に移管することで自殺対策のさらなる強化を図ることになりました。

#### <自殺対策基本法の改正と概要>

自殺対策基本法の施行から 10 年が経過しようとする中、自殺対策をさらに強化し、加速させるために 10 年で蓄積された知見や経験を踏まえた自殺対策基本法の見直しが必要であるという機運が高まり、28 団体へのヒアリング、関係府省等への意見照会、インターネットで意見公募を行った上で改正案がとりまとめられ、平成 28 年 2 月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」として提出され、同年 3 月に成立、4 月 1 日から施行されました。

これにより、自殺対策基本法の目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が加えられ、基本理念に、自殺対策は

生きることの包括的な支援として幅広く適切に図られるべきことや、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されるべきことが追加されました。国の地方公共団体に対する援助や、関係者の連携協力、自殺対策に関する基本的施策の充実なども条文に盛り込まれ、自殺対策のますますの充実を図っています。

また、これまで自殺総合対策大綱に基づいて行われていた自殺予防週間(9月10日から9月16日)及び自殺対策強化月間(3月)が、法律上位置づけられました。

前号、今号と2回にわたって自殺対策の10年の流れを眺めてみました。自殺という問題に取り組み格闘してきた道筋が見えたと思います。今後はさらに地域に根ざしたきめ細かな自殺対策が求められていきます。自殺者数減少の傾向にますます拍車がかかることを期待したいと思います。

#### 参考文献

厚生労働省、2016、『平成28年版自殺対策白書』

\*\*\*\*\*

#### 【3】お知らせ

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日(12月29日～1月3日を除く) 10:00～16:00

Tel:0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターのHPを開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコンHP URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版HPも開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯HP URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

\*\*\*\*\*

#### 【4】編集後記

北海道ではまだまだ日中は気温が上がりますが、朝晩はすっかり涼しくなりました。

今月 10 日から 16 日は自殺予防週間でした。各地で自殺を予防するためのパネル展、電話相談など、さまざまな催しがあったことと思います。もしかすると身近なところにも自殺を思い悩んでいる人がいるのかもしれないと気づかされます。優しく声をかけあえる社会であるといいなと思います。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.88 は、2016 年 10 月末に配信予定です。

\*お問い合わせ先\*

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)